

## 2 卒業の認定について

### (1) 履修すべき授業時間数

表2-2(1)ア① 卒業に対する指導状況《票:厚2-2(2)、県3-2(2)》

	指導している	指導していない	その他	無回答	合計
厚生局	50.0 4	37.5 3	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都道府県	28.6 6	66.7 14	4.8 1	0.0 0	100.0 21
合計	34.5 10	58.6 17	3.4 1	3.4 1	100.0 29

※都道府県は養成施設に対する指導監督を行っている「21件」を対象

表2-2(1)ア② 卒業に対する具体的指導内容《票:厚2-2(2)、県3-2(2)》

厚生局	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学則等に生徒の進級又は卒業を認定する基準を明記するよう指導</li> <li>○文科省の卒業要件の出席時間数は8割だが、その生徒はその分授業を受けていないので、規定時間を満たすよう補講を行うことを指導</li> <li>○学則どおり運用するよう指導。学則どおりの運用が困難であれば、学則を見直すよう指導</li> <li>○指導要領若しくは学則に規定する授業時間に満たない生徒は補講を行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○卒業の認定が課程に定めるとおり厳正に行われているかを確認</li> <li>○進級の基準の明文化</li> <li>○留年が多い施設の座学の授業内容の見直し、出席を促すよう指導</li> <li>○規定授業数を未履修のまま卒業認定を行っていたため補習実施を指導</li> </ul>

### (2) 卒業の認定の状況

表2-2(1)イ① 卒業に必要な履修すべき時間数《票:養2-2(1)》

		総時間数と同時間の履修が必要	総時間数以下であっても試験等で判断	その他	無回答	合計
理容師養成施設	必修(実習除く)	75.2	9.9	14.9	0.0	24.8
		91	12	18	0	121
	必修(実習)	75.2	9.9	14.9	0.0	24.8
		91	12	18	0	121
	選択必修	74.4	10.7	14.9	0.0	25.6
	90	13	18	0	121	
	合計	74.9	10.2	14.9	0.0	25.1
		272	37	54	0	363
美容師養成施設	必修(実習除く)	76.9	9.4	13.2	0.4	23.1
		180	22	31	1	234
	必修(実習)	76.5	9.4	13.7	0.4	23.5
		179	22	32	1	234
	選択必修	73.9	12.4	13.2	0.4	26.1
	173	29	31	1	234	
	合計	38.7	5.3	13.4	0.4	19.1
		272	37	94	3	702
合計	必修(実習除く)	76.3	9.6	13.8	0.3	23.7
		271	34	49	1	355
	必修(実習)	76.1	9.6	14.1	0.3	23.9
		270	34	50	1	355
	選択必修	74.1	11.8	13.8	0.3	25.9
	263	42	49	1	355	
	合計	75.5	10.3	13.9	0.3	24.5
		804	110	148	3	1,065

表2-2(1)イ② 卒業に必要な履修すべき時間数「その他」《票:養2-2(1)》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>○補習を受講させ、時間数を満たしている</li> <li>○総授業時間数の80%の履修をもって卒業とする</li> <li>○年1回冬休み期間中に30時間の補習を実施</li> <li>○学則で出席率を90%以上としている</li> <li>○各教科課目で80%以上であれば認めている</li> <li>○認定会議で認める場合もある</li> <li>○90%以上の出席者に対して補習を実施し卒業を認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補習を受講させ、時間数を満たしている</li> <li>○各教科課目で80%以上であれば認めている</li> <li>○総授業時間数の80%の履修をもって卒業とする</li> <li>○学則で出席率を90%以上としている</li> <li>○90%以上の出席者に対して補習を実施し卒業を認定</li> <li>○80%を満たさない者に対して補習を実施</li> </ul>

ウ 授業時間数以外の基準

表2-2(1)ウ① 履修すべき時間数以外の基準《票2-2(2)》

	定量的基準を定めている	定性的基準を定めている	定めていない	無回答	合計
理容師養成施設	75.2 91	6.6 8	14.9 18	3.3 4	100.0 121
美容師養成施設	82.1 192	4.3 10	8.5 20	5.1 12	100.0 234
合計	79.7 283	5.1 18	10.7 38	4.5 16	100.0 355

表2-2(1)ウ② 定量的基準の内容《票:養2-2(2)》

	試験60点以上	試験70点以上	試験50点以上	試験80点以上	試験で必修40点、選択60点以上	試験で必修50点、選択60点以上	受講率80%以上	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	58.2 53	2.2 2	4.4 4	2.2 2	2.2 2	1.1 1	0.0 0	29.7 27	100.0 91
美容師養成施設	62.5 120	2.6 5	1.6 3	0.0 0	0.5 1	1.0 2	1.0 2	30.7 59	100.0 192
合計	61.1 173	2.5 7	2.5 7	0.7 2	1.1 3	1.1 3	0.7 2	30.4 86	100.0 283

表2-2(1)ウ③ 定量的基準の内容「その他」《票:養2-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○欠席30日以内、試験60点以上 ○試験で30点以上 ○必修科目65点、選択必修科目50点以上	○試験で40点以上 ○試験で30点以上 ○必修科目65点、選択必修科目50点以上 ○受講率2/3以上 ○必修科目60点、選択必修科目40点以上 ○課題提出率80%以上 ○学科60%、ワインディング80%以上 ○民間の資格取得 ○64単位以上

表2-2(1)ウ④ 定性的基準の内容《票:養2-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○都道府県の管理規則 ○5段階評価のうち、2以上	○担当教員が卒業に値する点数を判断 ○成績評価(A~D)のうち、C以上 ○5段階評価のうち、2以上

3 昼間課程から夜間・通信課程、又は、夜間・通信課程から昼間課程への転入

ア 課程間の転入に関する指導状況

表2-3-ア① 転入の指導状況《票:厚2-3、県3-3》

	認めない よう指導	認めるよ う指導	指導して いない	その他	合計
厚生局	25.0 2	0.0 0	25.0 2	50.0 4	100.0 8
都道府県	14.3 3	0.0 0	76.2 16	9.5 2	100.0 21
合計	17.2 5	0.0 0	62.1 18	20.7 6	100.0 29

※都道府県は養成施設に対する指導監督を行っている「21件」を対象

表2-3-ア② 転入の指導に係る「その他」の内容《票:厚2-3、県3-3》

厚生局	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学期間に必要な教科課目等が履修できるよう検討すること</li> <li>○昼から夜課程の転入については、教科課程が同様であり、卒業に必要な教科課目が履修できれば認めてよいと考える</li> <li>○転入先の修業期間内に所定の教科課目を履修できると学校側が判断すれば認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○転入後に教科課程の修了が可能かどうかで判断</li> <li>○学則上の規定がない</li> </ul>

イ 課程間の転入の状況

表2-3-イ① 転入の状況《票:養2-3(1)(2)》

	認めている			認めてい ない	無回答	合計
	条件あり	条件なし	合計			
理容師養成施設	37.5 7.4 9	62.5 12.4 15	100.0 19.8 24	62.0 75	18.2 22	100.0 121
美容師養成施設	48.1 11.1 26	51.9 12.0 28	100.0 23.1 54	42.7 100	11.1 26	76.9 234
合計	44.9 9.2 35	55.1 11.3 43	100.0 20.6 78	46.2 175	12.7 48	79.4 379

表2-3-イ② 転入を認める場合の条件《票:養2-3(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>○免除科目の規定内</li> <li>○入学試験の実施</li> <li>○昼間課程から夜間・通信課程のみ認める</li> <li>○再入学</li> <li>○経済的等明確な理由</li> <li>○履修科目及び時間数等により検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○免除科目の規定内</li> <li>○学費の承諾</li> <li>○再入学</li> <li>○経済的等明確な理由</li> <li>○補習の実施</li> <li>○1学年の前期(4~9月)に限る</li> <li>○単位の重視</li> <li>○能力の判定</li> <li>○入学試験の実施</li> <li>○欠員の場合における会議の決定</li> </ul>

表2-3-イ③ 転入を認めない理由《票:養2-3(1)》

	履修科目が異なる	履修時間数が異なる	単位の取り方が異なる	退学・再入学の扱いになる	行政指導	事例がない	教育課程が異なる	習熟レベルに差がある	その他	合計
理容師養成施設	22.7 17	12.0 9	2.7 2	4.0 3	1.3 1	4.0 3	0.0 0	0.0 0	53.3 40	100.0 75
美容師養成施設	26.0 26	32.0 32	12.0 12	5.0 5	5.0 5	5.0 5	4.0 4	3.0 3	8.0 8	100.0 100
合計	24.6 43	23.4 41	8.0 14	4.6 8	3.4 6	4.6 8	2.3 4	1.7 3	27.4 48	100.0 175

表2-3-1④ 転入を認める場合の条件「その他」《票:養2-3(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>○入学選考が異なる</li> <li>○学習指導が困難</li> <li>○入学時期が異なる</li> <li>○授業料等の問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○履修方法が異なる</li> <li>○基準が異なる</li> <li>○不可能</li> <li>○制度が異なる</li> <li>○学則上</li> <li>○履修認定が難しい</li> <li>○教材等に不具合が生じる</li> <li>○入学条件が異なる</li> <li>○学校教育法上の附帯教育であり、同等と扱えない</li> <li>○学習指導上困難</li> <li>○授業料等の問題</li> </ul>

表2-3-1⑤ 昼間課程から夜間・通信課程への転入者数(年度平均)《票:養2-3(3)》

	有					無	合計
	1人	2人	3人	4人以上	合計		
理容師養成施設	100.0 20.8 5	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	100.0 20.8 5	79.2 19	100.0 24
美容師養成施設	76.2 29.6 16	19.0 7.4 4	4.8 1.9 1	0.0 0.0 0	100.0 38.9 21	61.1 33	100.0 54
合計	80.8 26.9 21	15.4 5.1 4	3.8 1.3 1	0.0 0.0 0	100.0 33.3 26	66.7 52	100.0 78

表2-3-1⑥ 夜間・通信課程から中間課程への転入者数(年度平均)《票:養2-3(3)》

	有					無	合計
	1人	2人	3人	4人以上	合計		
理容師養成施設	100.0 4.2 1	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	100.0 4.2 1	95.8 23	100.0 24
美容師養成施設	83.3 9.3 5	0.0 0.0 0	16.7 1.9 1	0.0 0.0 0	100.0 11.1 6	88.9 48	100.0 54
合計	85.7 7.7 6	0.0 0.0 0	14.3 1.3 1	0.0 0.0 0	100.0 9.0 7	91.0 71	100.0 78

#### 4 通信課程の入所者について

##### (1) 地域の限定

##### ア 入所地域の限定に関する指導状況

表2-4(1)ア 入所の地域に関する指導状況《票:厚2-5、県3-5》

	地域を限定			合計	指導して いない	合計
	都道府 県を限定	近隣の 都道府 県に限 定	面接授 業場所 の近隣 に限定			
厚生局	37.5 3	25.0 2	25.0 2	87.5 7	12.5 1	150.0 8
都道府県	4.8 1	19.0 4	19.0 4	42.9 9	57.1 12	138.1 21
合計	13.8 4	20.7 6	20.7 6	55.2 16	44.8 13	141.4 29

※都道府県は養成施設の指導監督を行っている「21件」を対象

##### イ 地域の限定に関する状況

表2-4(1)イ① 地域を限定した受入状況《票:養2-5(1)》

	近隣から 入所	面接授 業場所 の近隣 から入所	地域を限 定してい ない	その他	無回答	合計
理容師養成施 設	61.4 51	0.0 0	37.3 31	1.2 1	0.0 0	100.0 83
美容師養成施 設	59.8 107	0.6 1	30.7 55	6.7 12	2.2 4	100.0 179
合計	60.3 158	0.4 1	32.8 86	5.0 13	1.5 4	100.0 262

表2-4(1)イ② 地域を限定した受入状況「その他」《票:養2-5(1)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○スクーリングが可能な地域	○所在地の都道府県全域 ○関連会社グループの営業所所在地域 ○県内中部地域 ○スクーリングが可能な地域

##### ウ 面接授業の実施場所

表2-4(1)ウ 実施場所《票:養3-4(1)イ(オ)》

	養成施 設のみ	都道府 県内数 か所	近隣都 道府県	無回答	合計
理容師養成施 設	100.0 83	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 83
美容師養成施 設	73.2 131	3.4 6	2.2 4	21.2 38	100.0 179
合計	81.7 214	2.3 6	1.5 4	14.5 38	100.0 262

(2)入所時期について

表2-4(2)① 入所時期の状況《票:養2-5(2)ア》

	10月	4月	10月・4	9月	無回答	合計
理容師養成施設	91.6 76	4.8 4	1.2 1	2.4 2	0.0 0	100.0 83
美容師養成施設	95.0 170	1.1 2	0.6 1	1.1 2	2.2 4	100.0 179
合計	93.9 246	2.3 6	0.8 2	1.5 4	1.5 4	100.0 262

表2-4(2)② 10月入所に限定することに対する意見《票:養2-5(2)イ》

	10月入所に限定	4月入所も認める	養成施設の判断	合計
理容師養成施設	45.8 38	3.6 3	50.6 42	100.0 83
美容師養成施設	43.6 78	8.9 16	47.5 85	100.0 179
合計	44.3 116	7.3 19	48.5 127	100.0 262

表2-4(2)③ 入所月を10月に限定する理由《票:養2-5(2)イ》

	昼間課程と事務処理を重複できないため	課程等が異なるため	国家試験対策	支障がない	面接授業の教室の使用等が困難	理美容所従事後に慣れてきてから	混乱を招きやすい	入所時期は一定であるべき	その他	合計
理容師養成施設	26.3 10	10.5 4	2.6 1	5.3 2	5.3 2	7.9 3	0.0 0	5.3 2	36.8 14	100.0 38
美容師養成施設	30.8 24	2.6 2	5.1 4	3.8 3	2.6 2	1.3 1	3.8 3	1.3 1	48.7 38	100.0 78
合計	29.3 34	5.2 6	4.3 5	4.3 5	3.4 4	3.4 4	2.6 3	2.6 3	44.8 52	100.0 116

表2-4(2)④ 入所月を10月に限定する理由「その他」《票:養2-5(2)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域性や経済的な問題</li> <li>○昼間課程から通信課程、通信課程から昼間課程に生徒が流れる</li> <li>○2回の受入は困難</li> <li>○面接授業が夏休みに限定できる</li> <li>○教材の準備、添削の提出時期等の問題がある</li> <li>○受入態勢が整わない</li> <li>○教育レベルの低下につながる</li> <li>○通信制度本来の目的が失われる</li> <li>○受入サロンの対応として4月入所は不可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域性や経済的な問題</li> <li>○昼間課程から通信課程、通信課程から昼間課程に生徒が流れる</li> <li>○4~9月まで通信受講の可能性を考えるよい機会</li> <li>○同時期にすることで転入所が便利</li> <li>○生徒の負担が少ない</li> <li>○学生募集に不公平が生じる</li> <li>○指導しやすい</li> <li>○10月と指示を受けている</li> <li>○受入態勢が整わない</li> <li>○2回の受入は困難</li> <li>○通信制度本来の目的が失われる</li> <li>○受入サロンの対応として4月入所は不可能</li> <li>○教育レベルの低下につながる</li> </ul>

表2-4(2)⑤ 4月入所も認める理由《票:養2-5(2)イ》

	高校・中学校の卒業が3月のため	高校卒業からの空白時期の回避	入所機会の拡大	その他	合計
理容師養成施設	0.0 0	33.3 1	33.3 1	33.3 1	100.0 3
美容師養成施設	18.8 3	12.5 2	12.5 2	56.3 9	100.0 16
合計	15.8 3	15.8 3	15.8 3	52.6 10	100.0 19

表2-4(2)⑥ 4月に入所させる理由「その他」《票:養2-5(2)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○入学式を同時に行える	○高卒者に限定しやすくなる ○新卒者を受け入れるため ○入学式を同時に行える ○10月とする必要がない ○日本は4月入学

5 養成施設又は法人が廃止された場合の学籍簿等の承継

ア 学籍簿等の保管に関する指導状況

表2-5-ア① 学籍簿等の承継に関する指導状況《票:厚2-6(1)、県3-6(1)》

	指導している			合計	指導していない	その他	無回答	合計
	同系列の養成施設・法人に承継	都道府県で保管	厚生局で保管					
厚生局	100.0 62.5 5	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	100.0 62.5 5	25.0 2	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都道府県	75.0 42.9 9	0.0 0.0 0	25.0 14.3 3	100.0 57.1 12	23.8 5	9.5 2	9.5 2	100.0 21
合計	82.4 48.3 14	0.0 0.0 0	17.6 10.3 3	100.0 58.6 17	24.1 7	10.3 3	6.9 2	100.0 29

表2-5-ア② 学籍簿等の承継に関する指導状況「その他」《票:厚2-6(1)、県3-6(1)》

厚生局	都道府県
○引き継ぐ法人等が承継すべきだが、各種学校の許可を受けていることから、自治体の学事課等へ確認させる	○厚生局に確認の上、指導する

表2-5-ア③ 同系列の養成施設が存在しない場合の対応《票:厚2-6(2)、県3-6(2)》

	都道府県で保管	厚生局で保管	その他	無回答	合計
厚生局	62.5 5	0.0 0	37.5 3	0.0 0	100.0 8
都道府県	4.8 1	57.1 12	28.6 6	9.5 2	100.0 21
合計	20.7 6	41.4 12	31.0 9	6.9 2	100.0 29

表2-5-ア④ 同系列の養成施設が存在しない場合のその他の対応《票:厚2-6(2)、県3-6(2)》

厚生局・都道府県
○厚生局と都道府県との交渉
○廃止された養成施設の設置者が保管するよう指導
○各都道府県にある理容師美容師養成施設協議会等の養成施設団体できょうぎすべきではないか

イ 厚生局での保管

表2-5-イ① 厚生局での保管の可否《票:厚2-6(3)》

	可能	不可能	合計
厚生局	50.0 4	50.0 4	100.0 8

表2-5-イ② 厚生局での保管が不可能な理由《表:厚2-6(3)》

厚生局
○個人情報保護の観点から不適當
○紙媒体では分量が多いが、電子媒体でなら可能
○保管場所の確保が困難
○都道府県が適切と考える



### 第3 授業に関すること

#### 1 授業時間数

##### ア 授業時間に関する指導状況

表3-1-ア 授業時間数の指導状況《票:厚3-1、県4-1》

	基準を下回らないよう指導	下限を認めて指導					合計	基準なし	無回答	合計
		△3%まで	△5%まで	△10%まで	△15%まで	△20%まで				
厚生局	62.5 5	0.0 0	0.0 0	100.0 2	0.0 0	0.0 0	100.0 2	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都道府県	42.9 9	0.0 0	0.0 0	33.3 1	0.0 0	66.7 2	100.0 3	42.9 9	0.0 0	100.0 21
合計	48.3 14	0.0 0	0.0 0	60.0 3	0.0 0	40.0 2	100.0 5	31.0 9	3.4 1	100.0 29

表3-1-イ① 課程・課目別の授業時間数の状況《票:養3-1》

		上回っている	同時間	下回っている	無回答	合計
理容師養成施設	関係法規・制度	62.8 76	34.7 42	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	衛生管理	59.5 72	38.0 46	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	保健	61.2 74	36.4 44	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	物理・化学	62.8 76	34.7 42	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	文化論	58.7 71	38.8 47	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	技術理論	64.5 78	33.1 40	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	運営管理	59.5 72	38.0 46	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	実習	73.6 89	23.1 28	0.0 0	3.3 4	100.0 121
	選択必修科目	58.7 71	38.0 46	0.0 0	3.3 4	100.0 121
	総授業時間数	78.5 95	19.0 23	0.0 0	2.5 3	100.0 121
美容師養成施設	関係法規・制度	54.7 128	43.6 102	0.4 1	1.3 3	100.0 234
	衛生管理	55.1 129	43.2 101	0.4 1	1.3 3	100.0 234
	保健	55.1 129	43.6 102	0.4 1	0.9 2	100.0 234
	物理・化学	56.0 131	42.3 99	0.4 1	1.3 3	100.0 234
	文化論	50.0 117	47.9 112	0.4 1	1.7 4	100.0 234
	技術理論	56.8 133	41.5 97	0.4 1	1.3 3	100.0 234
	運営管理	50.0 117	47.4 111	0.4 1	2.1 5	100.0 234
	実習	75.2 176	23.1 54	0.0 0	1.7 4	100.0 234
	選択必修科目	56.8 133	41.9 98	0.0 0	1.3 3	100.0 234
	総授業時間数	77.4 181	20.9 49	0.0 0	1.7 4	100.0 234

合計	関係法規・制度	57.5 204	40.6 144	0.3 1	1.7 6	100.0 355
	衛生管理	56.6 201	41.4 147	0.3 1	1.7 6	100.0 355
	保健	57.2 203	41.1 146	0.3 1	1.4 5	100.0 355
	物理・化学	58.3 207	39.7 141	0.3 1	1.7 6	100.0 355
	文化論	53.0 188	44.8 159	0.3 1	2.0 7	100.0 355
	技術理論	59.4 211	38.6 137	0.3 1	1.7 6	100.0 355
	運営管理	53.2 189	44.2 157	0.3 1	2.3 8	100.0 355
	実習	74.6 265	23.1 82	0.0 0	2.3 8	100.0 355
	選択必修科目	57.5 204	40.6 144	0.0 0	2.0 7	100.0 355
	総授業時間数	77.7 276	20.3 72	0.0 0	2.0 7	100.0 355

## 2 養成施設内で行う実習について

### (1) 対象者(モデル)について

#### ア モデルに関する指導状況

表3-2(1)ア① 実習モデルに対する指導状況(重複回答)《票:厚3-2、県4-2》

	モデルウィック	相モデル	生計困難者	その他
厚生局	100.0 8	100.0 8	62.5 5	12.5 1
都道府県	76.2 16	76.2 16	23.8 5	0.0 0
合計	82.8 24	82.8 24	34.5 10	3.4 1

※厚生局「8件」、都道府県「21件」を対象

表3-2(1)ア② 実習モデルの「その他」の内容(重複回答)《票:厚3-2、県4-2》

厚生局	都道府県
○親、兄弟	○指導していない

#### イ モデルの状況

表3-2(1)イ① 実習モデルの状況(重複回答)《票:養3-2(1)》

	モデルウィック	相モデル	生計困難者	その他
理容師養成施設	90.1 109	57.0 69	2.5 3	15.7 19
美容師養成施設	91.5 214	60.3 141	1.3 3	6.4 15
合計	91.0 323	59.2 210	1.7 6	9.6 34

※理容師養成施設「121件」、美容師養成施設「234件」を対象

表3-2(1)イ② 実習モデル「その他」の内容(重複回答)《票:養3-2(1)》

	学生の 家族・ 親類	教職員	知人・ 友人	近隣の 地域住 民	近隣施 設の入 所者	他学科 の生徒	受刑者	登録者
理容師養成施設	26.3 5	47.4 9	0.0 0	31.6 6	5.3 1	5.3 1	15.8 3	0.0 0
美容師養成施設	53.3 8	13.3 2	26.7 4	0.0 0	13.3 2	13.3 2	0.0 0	6.7 1
合計	32.4 11	32.4 11	11.8 4	14.7 5	8.8 3	8.8 3	8.8 3	2.9 1

※理容師養成施設「19件」、美容師養成施設「15件」を対象

(2)モデルの使用した実習の開始時期

表3-2(2)① 実習の開始時期を早める必要性《票:養3-2(2)》

	早める必要有り	早める必要なし	無回答	合計
理容師養成施設	52.1 63	43.8 53	4.1 5	100.0 121
美容師養成施設	56.8 133	38.5 90	4.7 11	100.0 234
合計	55.2 196	40.3 143	4.5 16	100.0 355

表3-2(2)② 実習開始時期を早める理由《票:養3-2(2)》

	実務を経験する必要がある	ウィックばかりでは勉強にならない	早期に慣れさせるため	人への施術であるため	洗髪は対人で行う必要がある	実習内容による	効率的	マナー面の修得	技術理論と並行して学習	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	23.8 15	7.9 5	0.0 0	0.0 0	1.6 1	0.0 0	4.8 3	1.6 1	4.8 3	55.6 35	100.0 63
美容師養成施設	14.3 19	9.8 13	9.0 12	5.3 7	4.5 6	4.5 6	2.3 3	2.3 3	0.8 1	47.4 63	100.0 133
合計	17.3 34	9.2 18	6.1 12	3.6 7	3.6 7	3.1 6	3.1 6	2.0 4	2.0 4	50.0 98	100.0 196

表3-2(2)③ 実習開始時期を早める理由「その他」《票:養3-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
<input type="checkbox"/> 卒業後通用させるため <input type="checkbox"/> 環境が悪い <input type="checkbox"/> 早期に実施する必要がある	<input type="checkbox"/> 卒業後の適合が早い <input type="checkbox"/> 環境が悪い <input type="checkbox"/> モデルを必要とする実習がある <input type="checkbox"/> 半年と決める必要はない <input type="checkbox"/> 柔軟性が必要 <input type="checkbox"/> 各養成施設の判断 <input type="checkbox"/> 衛生面で問題がないもの <input type="checkbox"/> 実習に不可欠

表3-2(2)④ 実習開始時期を早める教科科目《票:養3-2(2)》

	シャンプー	着付け	メイク	ネイル	エステ	マッサージ	シェービング	全般	ブラッシング	カット	ヘア	その他(無回答を含む)
理容師養成施設	33.3 20	3.3 2	3.3 2	6.7 4	1.7 1	11.7 7	11.7 7	1.7 1	1.7 1	6.7 4	1.7 1	21.7 13
美容師養成施設	37.2 48	26.4 34	24.0 31	20.2 26	10.9 14	7.0 9	0.0 0	3.9 5	3.9 5	3.1 4	3.1 4	12.4 16
合計	36.0 68	19.0 36	17.5 33	15.9 30	7.9 15	8.5 16	3.7 7	3.2 6	3.2 6	4.2 8	2.6 5	15.3 29

\*理容師養成施設「63件」、美容師養成施設「133件」を対象

表3-2(2)⑤ 実習開始時期を早める教科科目「その他」《票:養3-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
<input type="checkbox"/> 接客技術 <input type="checkbox"/> フェイシャル <input type="checkbox"/> タオル・クロスのかけ方 <input type="checkbox"/> ブロッキング <input type="checkbox"/> パーマメント・ウェービング <input type="checkbox"/> カラー <input type="checkbox"/> エクステンション <input type="checkbox"/> ブラッシング <input type="checkbox"/> えり巻きくせ直し	<input type="checkbox"/> スキルブトリートメント <input type="checkbox"/> カラー <input type="checkbox"/> ワインディング <input type="checkbox"/> サロンワーク <input type="checkbox"/> マニピュレーション <input type="checkbox"/> タオル・クロスのかけ方 <input type="checkbox"/> 接客技術 <input type="checkbox"/> まとめ髪

表3-2(2)⑥ 実習開始時期を早める必要のない理由《票:養3-2(2)》

	基本的 技術を 修得し てから	技術理 論を学 んでか ら	危険を 伴う	基本は ウィング で	2年次 からで 十分	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容師養成 施設	1.9 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	98.1 52	100.0 53
美容師養成 施設	26.7 24	21.1 19	8.9 8	5.6 5	2.2 2	35.6 32	100.0 90
合計	17.5 25	13.3 19	5.6 8	3.5 5	1.4 2	58.7 84	100.0 143

表3-2(2)⑦ 実習開始時期を早める必要のない理由「その他」《票:養3-2(2)》

	理容師養成施設	美容師養成施設
(無回答)		<input type="checkbox"/> 数週間は手技の練習が必要 <input type="checkbox"/> 全員にモデルが付けられない <input type="checkbox"/> 手指の運動、体の位置、姿勢等の習得が先決 <input type="checkbox"/> 指導上 <input type="checkbox"/> 学科中心

### 3 理容所又は美容所で行う実務実習について

#### (1)実務実習時間について

#### ア 実施状況

#### (ア) 年間実務実習時間

表3-3(1)ア(ア) 1年間の実務実習時間数《票:養3-3(3)ア(ア)》

		1~10 時間	11~20 時間	21~30 時間	31~40 時間	41~50 時間	51~60 時間	61時間 以上	無回答	合計
理容師養成 施設	昼間課程	15.6 10	12.5 8	17.2 11	12.5 8	7.8 5	20.3 13	12.5 8	1.6 1	100.0 64
	夜間課程	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	通信課程	0.0 0	25.0 1	25.0 1	25.0 1	0.0 0	0.0 0	25.0 1	0.0 0	100.0 4
	通信課程(従業者)	25.0 3	25.0 3	0.0 0	0.0 0	8.3 1	8.3 1	33.3 4	0.0 0	100.0 12
	合計	16.3 13	15.0 12	15.0 12	11.3 9	7.5 6	17.5 14	16.3 13	1.3 1	100.0 80
美容師養成 施設	昼間課程	11.2 13	14.7 17	14.7 17	15.5 18	6.9 8	23.3 27	13.8 16	0.0 0	100.0 116
	夜間課程	0.0 0	14.3 1	14.3 1	14.3 1	14.3 1	14.3 1	28.6 2	0.0 0	100.0 7
	通信課程	25.0 1	50.0 2	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	25.0 1	0.0 0	100.0 4
	通信課程(従業者)	13.6 3	22.7 5	0.0 0	13.6 3	9.1 2	9.1 2	31.8 7	0.0 0	100.0 22
	合計	11.4 17	16.8 25	12.1 18	14.8 22	7.4 11	20.1 30	17.4 26	0.0 0	100.0 149
合計	昼間課程	12.8 23	13.9 25	15.6 28	14.4 26	7.2 13	22.2 40	13.3 24	0.6 1	100.0 180
	夜間課程	12.5 1	37.5 3	12.5 1	12.5 1	0.0 0	0.0 0	25.0 2	0.0 0	100.0 8
	通信課程	12.5 1	37.5 3	12.5 1	12.5 1	0.0 0	0.0 0	25.0 2	0.0 0	100.0 8
	通信課程(従業者)	17.6 6	23.5 8	0.0 0	8.8 3	8.8 3	8.8 3	32.4 11	0.0 0	100.0 34
	合計	13.1 30	16.2 37	13.1 30	13.5 31	7.4 17	19.2 44	17.0 39	0.4 1	100.0 229

(イ) 1日当たりの実務実習時間数

表3-3(1)ア(イ)① 養成施設の状況《票:養3-3(3)ア(イ)》

	1時間	2時間	3時間	4時間	4時間以上	無回答	合計
理容師養成施設	1.6 1	15.6 10	4.7 3	50.0 32	26.6 17	1.6 1	100.0 64
美容師養成施設	0.0 0	7.8 9	7.8 9	54.3 63	30.2 35	0.0 0	100.0 116
合計	0.6 1	10.6 19	6.7 12	52.8 95	28.9 52	0.6 1	100.0 180

表3-3(1)ア(イ)② 理容所・美容所の状況《票:所1-2(1)》

	1時間	2時間	3時間	4時間	4時間以上	無回答	合計
理容所	1.7 2	11.6 14	7.4 9	36.4 44	31.4 38	11.6 14	100.0 121
美容所	0.4 1	7.5 17	5.7 13	38.8 88	37.0 84	10.6 24	100.0 227
合計	0.9 3	8.9 31	6.3 22	37.9 132	35.1 122	10.9 38	100.0 348

イ 実務実習時間の拡大

(ア) 年間実務実習時間

① 養成施設の状況

表3-3(1)イ(ア)①-a 養成施設の状況《票:養3-3(3)イ》

	拡大する必要がある	拡大する必要はない	どちらともいえない	合計
理容師養成施設	25.0 16	23.4 15	51.6 33	100.0 64
美容師養成施設	19.8 23	31.0 36	49.1 57	100.0 116
合計	21.7 39	28.3 51	50.0 90	100.0 180

表3-3(1)イ(ア)①-b 拡大する必要がある理由《票:養3-3(3)イ》

	経験・実践力	就業意識	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	31.3 5	6.3 1	62.5 10	100.0 16
美容師養成施設	47.8 11	13.0 3	39.1 9	100.0 23
合計	41.0 16	10.3 4	48.7 19	100.0 39

表3-3(1)イ(ア)①-c 拡大する必要がある理由「その他」《票:養3-3(3)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○従事証明で認められている	○時間に追われ本格的な実習になっていない
○業界を知る知見的には少なすぎ	○店舗より「役に立たない」との意見がある
○実際に客に触れる技術時間が多くなければ通信科に入所する意味がない	○仕事の流れを円滑に行うため
	○足りない
	○学習意欲の向上
	○離職率を下げるため

表3-3(1)イ(ア)①-d 拡大する必要がない理由《票:養3-3(3)イ》

	現状で十分	技術は養成施設内で	受入側の負担が増加	他の授業に支障を生じる	養成施設と理・美容所で指導方法が異なる	本分が疎かになる	モデルの確保が困難	無回答	合計
理容師養成施設	53.3 8	13.3 2	0.0 0	13.3 2	0.0 0	0.0 0	6.7 1	13.3 2	100.0 15
美容師養成施設	11.1 4	13.9 5	13.9 5	5.6 2	5.6 2	2.8 1	0.0 0	47.2 17	100.0 36
合計	23.5 12	13.7 7	9.8 5	7.8 4	3.9 2	2.0 1	2.0 1	37.3 19	100.0 51

② 理容所・美容所の状況

表3-3(1)イ(ア)②-a 理容所・美容所の状況《票:所1-2(2)》

	拡大する必要がある	拡大する必要はない	どちらともいえない	無回答	合計
理容所	27.3 33	20.7 25	43.0 52	9.1 11	100.0 121
美容所	16.3 37	22.0 50	54.2 123	7.5 17	100.0 227
合計	20.1 70	21.6 75	50.3 175	8.0 28	100.0 348

表3-3(1)イ(ア)②-b 拡大する必要がある理由《票:所1-2(2)》

	十分に指導する時間が足りない	卒業して現場に立ったときにもたない	本人の技術の向上	経験の充実	その他(無回答を含む)	合計
理容所	12.1 4	0.0 0	12.1 4	38.9 7	54.5 18	117.7 33
美容所	32.4 12	5.4 2	5.4 2	0.0 0	56.8 21	100.0 37
合計	22.9 16	2.9 2	8.6 6	17.9 7	55.7 39	107.9 70

表3-3(1)イ(ア)②-c 拡大する必要がある理由「その他」

理容所	美容所
○仕事内容が多用	○美容所における作業が複雑化している
○営業内容を見てもらいたい	○接客の心得は現場でないと覚えにくい
○給料を支払うから、少しでも多く働いてもらいたい	○実践に即した指導を行うため
○社会人として責任のある人間に成長してもらいたい	○現場でないと育たない
○ウィッグだけでは不都合が多い	○養成施設より有意義
○働きながら学ぶ必要もある	○就職して欲しいのもう少し実習したい
○接客等を学んでほしい	○生徒の発達に応じて教えることが多くなる

表3-3(1)イ(イ)②-d 拡大する必要がない理由《票:所1-2(2)》

	60時間で十分	あくまでも実習生なので必要ない	学校の授業で十分	営業に忙しいので指導できない	その他(無回答を含む)	合計
理容所	8.0 2	4.0 1	0.0 0	0.0 0	88.0 22	100.0 25
美容所	32.0 16	8.0 4	6.0 3	4.0 2	50.0 25	100.0 50
合計	24.0 18	6.7 5	4.0 3	2.7 2	62.7 47	100.0 75